

平成26年第6回教育委員会

臨時会会議録

平成26年3月28日

東久留米市教育委員会

平成26年第6回教育委員会臨時会

平成26年3月28日午前10時00分開会

市役所6階 602会議室

- 議題
- (1) 会議録署名委員の指名
 - (2) 「東久留米市立小中学校施設使用条例施行規則の一部改正」の一部改正について
 - (3) 「東久留米市スポーツセンター条例施行規則の一部改正」の一部改正について
 - (4) 「東久留米市立市民体育施設使用条例施行規則の一部改正」の一部改正について
 - (5) 「東久留米市立生涯学習センター条例施行規則の一部改正」の一部改正について
 - (6) 諸報告
 - ①平成26年第1回市議会定例会について
 - ②その他

出席委員（4人）

委員 長	尾 関 謙一郎
委員長第一職務代理者	矢 部 晶 代
委員長第二職務代理者	松 本 誠 一
委 員	名 取 はにわ

（欠員1人）

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教育長職務代理者教育部長	東 淳 治
指 導 室 長	加 納 一 好
総 務 課 長	林 幸 雄
学 務 課 長	稲 葉 勝 之
生涯学習課長	山 下 一 美
主幹（国体担当）	傳 智 則
図 書 館 長	岡 野 知 子
統括指導主事	末 永 寿 宣

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

傍聴者

2人

開会及び開議の宣告

(午前10時02分)

尾関委員長 これより平成26年第6回教育委員会臨時会を開会します。委員の定足数は満たしていますので会議は成立しています。直ちに本日の会議を開きます。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めています。

会議録署名委員の指名

尾関委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日の署名は4番の松本委員にお願いします。

松本第二職務代理者 はい。

議案の件名の変更・追加、会議の進め方

尾関委員長 日程第2に入る前に、議案の件名の変更及び追加、会議の進め方について説明をお願いします。

林総務課長 事前にご配付しました件名について、四つの規則改正の案件名を「一部修正について」としていましたが、いずれも「一部改正について」という件名に変更をお願いします。また、議案第35号及び議案第36号の2件の追加をお願いします。

本日の進め方ですが、規則の一部改正の議案については審議を一括で行い、採決は個々でお願いします。また、人事案件の前に諸報告を行い、議案第36号についてはその内容により、出席者は教育部長、指導室長、総務課長のみとさせていただきます。

尾関委員長 ただ今、議案の件名を変更すること、第35号及び第36号を追加すること、規則の一部改正については一括で審議し採決は個々に行うこと、人事案件の前に諸報告を行うこと、さらに、第36号の審議に当たっては出席者を教育部長、指導室長、総務課長のみにするということですがよろしいですか。

(「はい」の声あり)

それではそのように進めさせていただきます。新しい日程をお配りします。

(新しい日程の配付)

傍聴の許可

尾関委員長 傍聴者はいらっしゃいますか。

鳥越庶務係長 いらっしゃいます。

尾関委員長 ではお入りいただきます。

(傍聴者の入室)

議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

尾関委員長 日程第2の議案第28号から日程第5の議案第31号までの4件の審議については関連するため一括で行い、採決は個々で行います。日程第2「議案第28号『東久留米市立小中学校施設使用条例施行規則の一部改正』の一部改正について」、日程第3「議案第29号『東久留米市スポーツセンター条例施行規則の一部改正』の一部改正について」、日程第4「議案第30号『東久留米市立市民体育施設使用条例施行規則の一部改正』の一部改

正について」、日程第5「議案第31号『東久留米市立生涯学習センター条例施行規則の一部改正』の一部改正について」を議題にします。教育長職務代理人から提案理由の説明を求めます。

東教育長職務代理人 「議案第28号『東久留米市立小中学校施設使用条例施行規則の一部改正』の一部改正について」、上記議案を提出する。平成26年3月28日提出。東久留米市教育委員会教育長職務代理人、教育部長、東淳治。提案理由ですが、公共施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例により改正される関連条例施行規則の表現の統一等を図る必要があるためです。続きまして、「議案第29号『東久留米市スポーツセンター条例施行規則の一部改正』の一部改正について」、上記議案を提出する。平成26年3月28日提出。東久留米市教育委員会教育長職務代理人、教育部長、東淳治。提案理由ですが、公共施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例により改正される関連条例施行規則の表現の統一等を図る必要があるためです。続きまして、「議案第30号『東久留米市立市民体育施設使用条例施行規則の一部改正』の一部改正について」、上記議案を提出する。平成26年3月28日提出。東久留米市教育委員会教育長職務代理人、教育部長、東淳治。提案理由ですが、公共施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例により改正される関連条例施行規則の表現の統一等を図る必要があるためです。内容については総務課長及び生涯学習課長から説明します。

林総務課長 「議案第28号『東久留米市立小中学校施設使用条例施行規則の一部改正』の一部改正について」ですが、この規則については1月にご審議いただき可決されており、一部改正規則の公布を行っています。施行日は6月1日となっています。既にご審議いただいている内容ですが、市長部局から「施設使用料条例の改正に伴う関連規則の文言表現の統一を図りたい」という申し出があり、規則の施行前であるため一部改正する規則の一部改正する規則をご審議いただくものです。新旧対照表をご覧ください。変更は2点あります。規則に定める減額・免除に関する規定について1月にご審議いただいた時には、減額と免除の規定が混在する内容になっていましたが減額部分は減額部分でまとめ、免除の部分は免除の部分でまとめることが1点。2点目は法律名についてです。法律名を引用している規定がありましたが、例えば「老人福祉法による老人福祉対策」というところを「高齢者の福祉を増進するために」という規定に改め分かりやすくするものです。このことは議案第28号と、議案第29号から第31号までについても同様の考え方に基づいて改正をお願いするものです。これ以外の部分については生涯学習課長から説明します。

山下生涯学習課長 ただ今の説明以外の改正点についてご説明します。「議案第29号『東久留米市スポーツセンター条例施行規則の一部改正』の一部改正について」の2枚目、第7条の2の（使用料の減額又は免除の申請）の条文をご覧ください。これまでは使用申請の時点で減額・免除の取り扱いについても申請していただきましたが、今後は団体の種類等により減額・免除の取り扱いが適用されることになるため、団体登録をする際に減免申請書を提出していただくという手続きに改めさせていただくものです。このことは「議案第30号

『東久留米市立市民体育施設使用条例施行規則の一部改正』の一部改正について」も同様になります。さらに、次の「議案第31号『東久留米市立生涯学習センター条例施行規則の一部改正』の一部改正について」は総務課長と私がお説明したこと以外に何点か変更があります。2枚目をご覧ください。「第6条第3号を次のように改める。」「第7条第2項を次のように改める」「第8条第1項第1号を次のように改める。」「第9条を次のように改める」とあり、この四つの条文についてはこれまで分かりにくかった点がありましたので、文言の整理を図りました。

尾関委員長 何か伺うことはありますか。

矢部第一職務代理者 条文の構成について伺います。小中学校施設使用条例では減免の申請部分も減額及び免除の条文中にあり、申請、減額、免除という流れになっています。他の3件は最初に減額、次に免除、改めて第5条の2として申請について記述していますが、その違いは何ですか。また、体育施設条例では教育委員会を「委員会」という文言にしていますが、スポーツセンターと生涯学習センターのところでは「教育委員会」としていることについて伺います。

林総務課長 申請の規定についてですが、小中学校施設使用条例施行規則では以前から第3条中に含まれていたため、わざわざ条文を分けて新たにつくる必要がなかったことによるものです。ここの第3条第1項を引用している条項が他の条文にもあるため、もともとあった規定を生かしているというものです。また、「教育委員会」と「委員会」との違いということですが、小中学校施設使用条例施行規則の中で第3条より前の条文に「教育委員会」という表現があります。新旧対照表にはこの記載がありませんが、条文には「教育委員会」という記載がありますので、「以下「委員会」という。」という読み替え規定によりその後に出てくる「教育委員会」は全て「委員会」という表記になっています。

名取委員 「議案第31号『東久留米市立生涯学習センター条例施行規則の一部改正』の一部改正」についてですが、新旧対照表を見ると使用者の遵守事項や損害賠償の記述に若干ですが文言の違いがあるようです。例えば第9条ですが、現行では「使用者は、使用に際し施設・機材器具に損害を与えたときは」となっていますが、新しいものでは「使用者は、使用に際し施設等に損害を与えたときは」と丸まっています。これは先ほどの説明では「文言の整理」という説明でしたので、内容的には「等」になっても当然、その機材器具というのは入ると思いますが、解釈としては何ら変わらないということですか。

山下生涯学習課長 対象となる施設・機材器具についての変更はありません。第8条の改正案をご覧くださいと(1)で、「センターの施設及び機材器具(以下「施設等」という。)」と、ここで読み替え規定をしていますので、生涯学習センターの施設及び機材器具を網羅した形で「施設等」としています。

尾関委員長 これで質疑を終了します。これより討論に入ります。委員の間で意見を交換する必要はありますか。特になければ討論を省略し、これより採決に入ります。採決は個々に行います。

「議案第28号『東久留米市立小中学校施設使用条例施行規則の一部改正』の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手であり、よって、議案第28号は承認することに決しました。

「議案第29号『東久留米市スポーツセンター条例施行規則の一部改正』の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手であり、よって、議案第29号は承認することに決しました。

「議案第30号『東久留米市立市民体育施設使用条例施行規則の一部改正』の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手であり、よって、議案第30号は承認することに決しました。

「議案第31号『東久留米市立生涯学習センター条例施行規則の一部改正』の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手であり、よって、議案第31号は承認することに決しました。

以上で、議案第28号から第31号までの審議を終了します。

諸報告(その1)

尾関委員長 日程第6、諸報告に入ります。「①平成26年第1回市議会定例会について」から、順次、説明をお願いします。

東教育長職務代理者 前回の3月4日に開催された第3回定例会では、平成26年第1回市議会定例会が前日の3月3日から開催されていることを報告しました。この中で懸案となっていた副市長と教育委員会委員の人事について追加議案が出され、委員会への付託を省略して即決となり、副市長に永田昇氏、教育委員会委員に直原裕氏が議会の同意を得て、4月1日から就任されることを報告しました。本日は資料として、付議案件結果と一般質問答弁概要をお配りしています。副市長の選任及び教育委員の任命については議案第23号と第24号になりますが、3月3日に同意されています。そのほか、昨日まで審議が行われていたすべての案件の議決結果については、後ほど一覧でご確認願います。

続いて、「一般質問答弁概要」をご覧ください。4日間にわたり一般質問が行われました。概要について説明します。関根議員の質問は「キャリア教育の充実について」で、さまざまなキャリア教育をどのように推進していくのかということです。今年度は市役所、市内事業所、商店、農家など163個所に協力をいただき実施したと答弁しています。また、「ネット依存対策」についての質問もありました。インターネットの急速な普及により中学生のスマートフォンの保有率も急速に高まっています。こういった中での対応について、ということでした。阿部議員の質問は「東中学校体育館建設計画について」で、「平成25年度に実施設計委託がなされているので、本来ならば26年度に建設のための予算が組まれると思うが、計上を断念した理由は何か」ということです。東中学校体育館の建設については、平成25年度に実施設計まで終了したということ、また、26年度の建設に向けて予算化を図るべく調整してきたが、予算要求総額がかなり高額となったことや、昨今のさまざまな状況変化等も踏まえた再検証の時間を必要としたことから、当初予算を見送っているという状況報告をしています。併せて、校舎や体育館の耐震化に係る補助金申請の期限が平成27年度までであるため、こういった問題をどうクリアしていくのかという質問がありました。このことについては「市長部局とも調整の上、平成26年度のなるべく早い時期の段階で方向性を

決めていく必要があると考えている」と答弁しています。津田議員の質問は「下里地域の通学区域の関係について」で、「検討委員会の開催状況を報告し、年度内には答申をいただけるよう調整していきたいと考えている」と答弁しています。後ほど、学務課長から報告書の説明をさせていただきます。沢田議員の質問は「性同一性障害に係る状況調査に対する市の対応について」ですが、指導室で答弁を行いました。白石議員の質問は「第二小学校の給食調理業務委託について」で、「今回の対象校として第二小学校が挙げられた経緯を伺う」という内容です。現計画との整合性から、第二小学校については平成27年度からの業務委託に向けた取り組みを進めるため、現計画を改定した流れについて説明をしています。また、「学校図書館における学校司書の勤務日を延ばすことはできないのか。中学校の蔵書管理システム整備より学校司書配置を優先すべきではないか。学校司書を受け入れる学校側に研修が必要ではないか」という質問もありました。近藤議員の質問は「英語教育について」で、英語スピーチコンテストの実施、ALTの外国人活用についてでした。富田議員の質問は「第二小学校の給食調理業務委託について」、梶井議員からは「少人数学級及び特別支援学級について」と「第五小学校北側用地の購入について」の質問がありました。このことについては予算特別委員会の中でも説明をしています。間宮議員の質問は「小学校給食調理業務委託の今後について」と「学校図書館の充実について」です。小山議員からは「安全教育の現状とあり方」ということで、「いじめ防止対策推進法の施行後、教育委員会としてはどのような取り組みを行うのか。地震や交通事故、不審者対策などの子どもの安全教育をどのように推進するのか」という質問がありました。野島議員からは「スポーツができる場づくりについて」ということで、新川町テニスコートの件と2020年のオリンピック・パラリンピックの開催の関係等についての質問がありました。細谷議員からは職場体験や農業体験などの「中学校のインターンシップ（職場体験）について」ということで、さらに連携が深められないかということでの質問がありました。村山議員からは「公共施設使用料の改定について」ということで、関連する登録団体等への説明会への取り組み状況についての質問があり、説明会の開催状況等を事務局から答弁しています。永田議員からは「児童用災害時備蓄品についての取り扱いについて」という質問があり、5カ年間で整備していきたいと答弁しています。併せて、「小学校給食用食材の放射性物質検査について」、今後の対応についての質問でしたが、「今年度中に東京都から出されるであろう通知を見て、今後の対応を検討していきたいと考えている」と答えています。併せて、「エアコンの特別教室への配置について」の質問も出ています。今後も引き続き、教育長会での要望活動を通じて東京都からの補助が実現されるよう、市教育委員会としても努力していききたい」という答弁しています。また、「社会科見学の保護者負担金について～多摩六都科学館の訪問に対応する社会科見学の保護者負担金の助成について」の質問がありました。「現在のところ助成は行っていないが多摩六都科学館は学習効果のある施設であり、今後も活用してもらおうよう校長会等をお願いしていく」と答弁しましたが、現実的に助成は難しいという状況を説明しています。併せて、「大雪による通学路の安全対策について」の質問がありました。特に今年は2月に大雪がありましたが、そういった時の安全対策と学校司書配置についての質問もありました。原議員からは「通級学級」の関係で、それぞれ入学人数が増えることへの対応や通学バスの利用、難聴学級等の教員体制等についての質問がありました。詳しくは、後ほど答弁概要をご覧ください。

この一般質問の後、3月14日の午前中には文教委員会が、3月17日から20日までと24日には予算特別委員会が開催されました。文教委員会では「議案第9号 東久留米市社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例」の審議が行われました。この議案は教育委員会にもお諮りしたのですが、「家庭教育の向上に資する活動を行うもの」「定数を10人以内とする」という記述に改めています。委員会では全員挙手となりました。3月27日の本会議で可決されています。

続いて、「26請願第22号 政府に「新たに『新教育長』を置き、文科相が教育委員会に『是正要求・指示』を出せる要件の緩和を特徴とする『地方教育行政法改定案』に反対する」ことを求める意見書提出の請願」の審議も行われました。この請願は関係行政庁に意見書の提出を求める内容であり、各文教委員に意見を求める形で進められました。その中の意見としては、「市長の権限強化ではなく、教育委員会を形骸化させない改革案を講じるべきである。よって本請願は採択すべき」との意見、あるいは「教育委員会については多様な改革が進められており、国の検討の方向性を見守る必要がある。よって本請願は不採択とすべき」との意見。また、「政治的中立性の担保、総合教育会議の設置、教育委員会と首長との調整などについて、現在、政府において協議されている。本請願は改革案に反対するものであり趣旨には賛同できないので、本請願は不採択とすべき」との意見がそれぞれ述べられました。採択を行ったところ、26請願第22号は賛成少数で不採択とすべきものと決せられました。本会議においても不採択という結果となりました。

次に、予算特別委員会の状況について報告します。予算特別委員会では平成25年度補正予算及び平成26年度の当初予算の審議が行われました。議案としては「第13号 平成25年度東久留米市一般会計補正予算」「第14号 東久留米市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」「第15号 東久留米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」「第16号 東久留米市介護保険特別会計補正予算（第2号）」「第17号 東久留米市下水道事業特別会計補正予算（第1号）」になります。それぞれ審議が行われましたが、いずれも補正予算は委員会と最終日の本会議において可決されています。平成26年度当初予算の関係ですが、「議案第18号 平成26年度東久留米市一般会計予算」以下「第2号 平成26年度東久留米市下水道事業特別会計予算」の審議が行われました。審議の中ではさまざまな質疑が行われ、ご指摘もいただいています。主たる質疑の内容の報告は省略させていただきますが、教育委員会関係では一般質問にもあるとおり、例えば、第五小学校北側用地の今後の対応、あるいは第二小学校給食調理業務委託導入について、給食食材の放射線検査を今後どうしていくのか、東中学校体育館の今後の対応についての質問等がありました。

本日、資料としてお配りしている「議案第18号 平成26年度一般会計予算の組み替えを求める動議」をご覧ください。このような動議の中で教育委員会関係のことも述べられていますので紹介します。この動議は提出者が予算特別委員会の原委員、賛成者が白石委員と間宮委員で、予算特別委員会委員長に提出されたものです。教育委員会関係では、主にこの「（3）市長は、当初予算に東中学校体育館新設のための予算計上を見送り、それだけではなく、新設の有無まで検討し直すという。このような重大な変更について、全く議会に知らされていなかったことは大きな問題であると厳しく指摘する。東中学校の体育館建設を事実上白紙にしたにもかかわらず、旧第四小学校体育館の解体だけを先行することは矛盾している。いったん取り下げ、整理することを求める」。また、「（6）子どもを取り巻く環境が

決して良くなったとはいえない中」から始まる次の段落で、「「全国一斉学力テスト」については地域間、学校間の競争をあおり、テストの点数を上げることが教育の目的のようになっている実態も指摘されている。国と東京都でも実施されている上に、市独自のテストを実施していくことについては検討し直すべきである。特に、国と市のテストがほぼ同時期に行われることから、子どもへの負担を考慮すべきである」などの動議が出されています。組み替え動議ということで、下の2の組み替え内容で、「(2)小・中学校学力調査を中止する」というほか、これだけの組み替え内容の動議が提出されました。この動議については賛成少数であり、日本共産党の委員と白石委員と間宮委員による賛成少数となりました。結果、平成26年度の当初予算をはじめ、各特別会計4会計全てが最終日に可決されました。

昨日が議会最終日となりましたが、最終日の冒頭で「市長陳謝」が日程に追加されました。27日の冒頭に市長が内容を読み上げました。「私は、市長として初となる今市議会定例会を迎えるに当たり、市長と議会との信頼関係の構築を大前提として市政に取り組む姿勢を明確に表明してまいりました。しかし、今定例会に臨むに当たり、私の議会への対応、とりわけ情報提供、丁寧な説明等におきまして、配慮が欠けた点多々あり、議員各位よりさまざまなご指摘をいただくと同時に、市議会運営にもご迷惑をおかけいたしました。まことに申しわけございませんでした。議員各位よりいただきましたさまざまなご指摘につきましては厳粛に受けとめ、今後におきましても市議会との信頼関係を深めるべく、最大限努力をしております。以上、ご理解いただきますようお願いするとともに、改めて深くお詫びを申し上げます」という内容でした。予算特別委員会をはじめ、いろいろな場面の情報提供や丁寧な説明が不十分であったという点でご指摘をいただき、教育委員会を含め市長部局と市全体で反省しなければいけない点多々あったかと思えます。このようなことで市長陳謝がありました。25日間の会期は午後5時前の定時に終了しました。

加納指導室長 ただ今の報告の中で一部修正をお願いします。一般質問答弁概要中、10番の小山實議員の質問の文章中、「あり方について」の後、「いじめ防止対策推進法の制定を受けて～「いじめ防止対策推進法」が施行されたが、教育委員会としてはどのような取り組みを行うのか。」までの文章を削除願います。また、14番永田議員の(4)社会見学のところの下から2行目、「教育委員会としても認識しており、助成は行っていない」とありますが「助成は行っていない」の後に「が」を入れると意味が通ると思いますので、「助成は行っていないが、校長会などでさらなる活用についてお願いしていく」という文章に修正をお願いします。

尾関委員長 何か伺うことはありますか。

矢部第一職務代理者 請願第13号は不採択という結果が載っていますが、村山議員への答弁の中では、教育委員会関連の説明会についてはしっかりと実施されていて、市民の方にはご理解をいただいているということで了解していました。この第13号はどのような内容の請願でどういう理由で採択になったのか。また、それは教育委員会の施設に関係があるのかどうかを伺います。

山下生涯学習課長 請願第13号は総務委員会で審議が行われましたが、私も関連施設があるため出席しました。請願の趣旨は「改定の見直しを行う市の公共施設全てについて、再度、説明会を実施していただきたい」という趣旨で、当然、村山議員の一般質問にもあるとおり、教育関連の施設についても質疑が取り交わされましたが、請願の趣旨が全施設ということも

あり、各担当課長が出席して質疑を行いました。具体的な質問に対しては各所管施設の担当者が「12月議会で条例が可決されたが、その前後の説明等の取り組みにかかわる説明を申し上げた」といった内容でした。

東教育長職務代理人 請願第13号については、総務委員会において審査されています。関連して生涯学習課長も一部説明を行いました。質疑内容ですが、「教育部関連施設に関しては登録団体への説明がどうだったのか」に対して答弁しました。「これまでの取り組みについて、あるいは再度説明会の予定はあるのか」「過去の使用料の見直しについて」「使用料の決め方について」などの質疑がありました。その後、要望・意見等については、先ず、「十数年ぶりに使用料を変えるということを全市民に説明することを要望する。本請願は不採択とすべき」との意見や「施設の状況に合わせて各部署でやるべきことをやっているということで、本請願は不採択とすべき」との意見。あるいは「利用抑制がないよう説明会の開催を求める。本請願は採択すべき」との意見。「柔軟に対応して丁寧に説明するよう意見を付して、本請願を不採択すべき」との意見などが出されましたが、委員会の中では挙手少数で不採択となり、本会議においても同じく不採択となっています。

矢部第一職務代理人 この件についてはこれまでも事務局にお願いしてきましたが、6月に見直しが実施される前にさらなる丁寧な説明を行っていただきますようお願いいたします。

松本第二職務代理人 今回の一般質問の中で農業委員会との連携についての質問がありましたが、25年度は中学生の職場体験の受け入れについて4団体が東京都の表彰を受けたということでした。その中に東久留米市農業委員会もあったということなので、引き続き、指導室と農業委員会事務局と連携しながら、来年度も進めていきたいと思っております。

一昨年、教育委員会連合会第3ブロックの研修会で多摩六都科学館に行かせてもらいました。何年かぶりかで行ったのですが、説明の方のお話しも大変上手で、その時どこかの小学校が見学に来ていたのですが、活発に質問していました。本市からも多摩六都科学館に運営費の一部を支出しているのですから、小学校13校のうち8校が見学しているということですが、できれば小学校全校が行けるようにしてもらえればと思います。

尾関委員長 この件は以上にとどめます。続いての報告をお願いします。

稲葉学務課長 私からは、下里地域の通学区域検討委員会の答申書の内容について報告します。検討委員会は8月1日の委員委嘱の後、10月28日、3月4日、3月12日との4回にわたって検討をお願いしてきましたが、3月25日に委員長から答申が出されましたので、本日お配りしています。表紙裏の「はじめに」ではこれまでの学校適正化の取り組み経過の記載があります。平成15年度末に滝山小学校、平成21年度末に第八小学校、平成23年度末に第四小学校を閉校していますが、下里地域については「小規模校である下里小学校は、第七小学校及び第十小学校との統合を基本に地域内再編成を行う」となっています。このような経過がある中、小学校の閉校により、滝山小学校の特別支援学級である「しらゆり学級」と「あすなろ学級」の受け入れに伴い、第七小学校では平成15年度から年々児童数が増え続けている状況があります。一方、下里小学校は平成11年度から全体で6学級、全ての学年で単学級が続いていることが記載されています。また、現在、東京都が進めている35人以下学級ですが、今後、小学校の3学年以降に導入された場合には教室の確保が困難な学校が出てくることも記載しています。2ページをご覧ください。現状では下里小学校が全体で120人で6学級、第七小学校が612人で18学級、全ての学年が3学級となってい

ます。本村小学校では全体で350人で12学級、全ての学年が2学級という現状があると記載しています。「課題」ですが、学校再編成の課題としては先ほど申し上げましたが、「学校再編成計画及び基本プランに基づいて西部地域の小学校の地域内再編成を推進すると、受入校の一つとなっている第七小学校での教室確保が困難になる」と記述されています。同じく35人以下学級の課題ですが、毎年、東京都市長会及び東京都教育長会を通じて東京都に要望書を出していますが、こちらにも第七小学校での教室確保という課題が出てきます。さらに、通学距離の課題があります。現在、第七小学校の通学区域となっている「下里五丁目・六丁目」については距離的には下里小学校が近く、安全な通学路も整備されているということで、通学区域を変更することにより児童の通学に伴う負担を軽減することができるということが記載してあります。検討結果ですが、事務局からは「『下里五丁目・六丁目』の通学区域を第七小学校から下里小学校へと変更する」という事務局案を示しましたが、出席委員からは「通学区域の見直しは早急過ぎる。もう少し時間をかけて検討を行ったほうが良いのではないか」「現在、下里五丁目・六丁目から第七小学校に通っているお子さんのことを考えて対応してほしい」という意見もありました。最終的に、「下里五丁目・六丁目」の通学区域を「第七小学校」から「下里小学校」へ変更するとの結論をいただきました。改正時期は平成27年4月1日を目途とするということです。「むすびに」では、「通学区域の変更にあたっては、児童本人はもとより、保護者・地域住民の要望に対して真摯に対応し、指定学校変更等については教育的な見地から弾力的な対応を期待する。また、通学区域の改正後も、子どもたちが元気に学校に通い、地域におけるつながりを大切にしながら、よりよい教育環境のもとで安定した教育が提供されることを切に願うとともに、学校経営に支障を来すことがないよう求めるものである」ということで意見をいただいています。

さらに、資料編には、「資料1 児童数の推移」として、平成3年度から25年度までの状況を記載しています。「資料2 検討委員会の開催状況」「資料3 保護者説明会の開催状況」、さらに第七小学校で行った「資料4 アンケート結果」も掲載しています。「資料5 第七小学校の教室配置図」「資料6 第七小学校・本村小学校・下里小学校の通学区域の地図」。「資料7 改正後の児童数の推計」については現在の下里五丁目・六丁目のお子さんが変わった時のデータです。指定校変更により、引き続き第七小学校に通学するお子さんが考えられるため、その場合はこのような数字にはならないと思いますが、平成30年度までの推計で見ると、第七小学校は15学級、本村小学校は12学級、下里小学校は12学級になるという推計を出しています。最後に委員の名簿を付けています。

尾関委員長 何か伺うことはありますか。

矢部第一職務代理者 9ページの資料7に児童数と学級数の26年度以降の推計が載っていますが、26年度の第七小学校の学級数が21というのは誤りではないですか。

稲葉学務課長 申し訳ありません。18に訂正させていただきます。

矢部第一職務代理者 この人数には特別支援の児童数も含まれていますか。学級数には特別支援学級が含まれていないようなので、人数のほうだけに含まれているということはないことを確認しておいてください。

2ページの課題の(1)に「学校再編成の課題」があります。「学校再編成計画及び基本プランに基づいて再編成を推進していくと、第七小学校での教室確保の問題がある」ということですが、そもそもこの基本プランと学校再編成計画を推進していくのかどうかによって、

今回の対象地域である下里小学校の問題が出てくるわけですから、この計画について今後どうしていくのかを決める議論をしないまま、ここだけを取り上げて進めていくことにすごく不安を感じます。教育長が就任されてからのことだとは思いますが、やはりこの学校再編成の課題をきちんと詰めてからでないと、この下里小学校地域だけを先に動かすことには地域の皆さんの心配もあるでしょうから、そこはきちんとした形で押さえてから進めるべきだと思います。この検討結果にも「もう少し時間をかけて検討を行ったほうが良い」という意見もあり、それを踏まえた上での答申になると思います。平成27年4月1日付の答申をいただいたわけですが、これを教育委員会で受けとめて、今後、どのような計画を進めていくか、慎重に対応をしていくべきです。確かに、現在、下里五丁目・六丁目にお住まいの方のお子さんと、非常に長い通学距離を通わせていて、それに対するご心配もあり、できることなら下里小学校に通いたいという強い希望を持っておられる方の気持ちが全く受けとめられないような制度ではよくないと思いますので、「指定校変更等については教育的な見地から弾力的な対応を期待する」という答申の内容もありますので、その弾力的な対応は一体どこまでできるのか、現制度の中で何ができるのか、長期的な再編成の計画をどうしていくのかまでを併せて検討していかなければならない課題だと思っています。答申は答申として、貴重なご意見として受け止めさせていただきますが、これを受けての教育委員会の今後の検討を早急に新教育長の下で進めていければならないと思っています。

6ページの資料4についてですが、この答申書が今後いろいろなところに出ていくことを考えると、これが第七小学校のアンケートであるということがはっきり分かるように、PTA運営委員会資料という前に「第七小学校」という記載をしたほうがよろしいと思います。**尾関委員長** アンケートの記載についてはそのようにお願いします。この件は以上にとどめます。続いての報告をお願いします。

加納指導室長 指導室から2点報告します。1点は学校評価についてです。平成25年度の学校評価報告書が各校から提出され、本日、資料としてお配りしています。学校評価は教育委員会基本方針に基づき各校が評価項目・評価内容・中期経営目標・短期経営目標・具体的方策・評価指標・評価基準を設定し、自己評価と学校関係者評価を行ったものです。この学校評価を参考に、次年度の課題や方策を明確にして、平成26年度の教育課程や学校経営計画を作成していきます。

次に、教育課程ですが、平成26年度市立小中学校の教育課程が適切に編制され、届け出されたことを報告します。こちらは口頭での報告になります。各校において授業時数や学校行事等が適切に計画されていました。今後は教育課程が適切に実施されるよう、指導室として指導していきます。

尾関委員長 学校評価報告書は膨大な資料ですので、改めて委員には読んでいただき、後日、何かあれば伺うことにさせていただきます。続いて、各委員から何か報告はありますか。

松本第二職務代理者 私が委員長を務めている奨学資金運営委員会から報告します。奨学資金のうちの貸し付けについては、ここ何年かは申請がありませんでしたが、この2月の広報紙に記事を掲載した後、6人が申請書を取りに来られました。その中で実際に1人が申請されましたので審査会で判定しましたが、経済的基準と学業成績についても基準をクリアしていましたので、認定させていただきました。判定に当たっては本来であれば会議を開かなくてはなりません。議会開会中であるため、今回は委員に持ち回りで承諾をいただきました。

本日、認定されてお子さんと連帯保証人である保護者の方とお見えになり入学支度金として20万円を貸し付けます。償還時期は先のことになりますが、事務局がこの時点で、今後の返済計画や基金の成り立ちなどについて細かく説明していますので併せて報告させていただきました。

尾関委員長 以上で諸報告を終わります。これより人事案件に入ります。傍聴の方はご退席願います。

(傍聴者退出)

(公開しない会議を開く)

※第6回臨時会は会議への出席者の都合により非公開の会議において人事案件の審議と報告を行い、そのまま閉会しました。

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成26年3月28日

委員長 尾関 謙一郎（自 書）

署名委員 松本 誠一（自 書）